

第5回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 会議録	
日 時	令和8年1月29日(木)午後6時00分～午後8時00分
開催場所	神奈川公会堂 1号会議室
出席者	(部会委員) 澤野部会長、戸張副部会長、石川委員、渡邊委員、植松委員、 中川委員、明歩谷委員、山下委員、櫻井委員、相川委員、後明委員
欠席者	神谷委員
開催形態	公開(傍聴者5名)
議 題	学校規模適正化等の検討について
議 事	<p>1 開会 (事務局)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより第5回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会を開催いたします。</p> <p>本日は御多忙の中、会議に御参加いただき、誠にありがとうございます。教育委員会事務局学校計画課担当係長の井川と申します。本日もよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の検討部会においても、これまでの検討部会と同様に会議録や部会ニュースの作成に供するため、議事内容を録音させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、本日の会議の開催について確認いたします。</p> <p>本日の検討部会には、委員全12名のうち11名に御出席いただいています。委員の半数以上の出席があることから、検討部会を開催することといたします。</p> <p>なお、事前に御欠席の連絡をいただいた神谷委員におかれましては、本日の検討部会の内容について、別途、御説明する機会を設けさせていただきました。その際に本日の議題に関して御意見を頂戴しましたので、後ほど御紹介させていただきます。</p> <p>続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、「次第」、「資料1 委員名簿」、「資料2 席次表」、「資料3 検討部会ニュース(第4号)」こちらは黄色の冊子となっています。続きまして、「資料4 第4回部会での御質問への回答資料」、「資料5 事務局に寄せられた御意見等一覧」、カラーの資料「資料6 学校規模適正化等の検討について」、「資料7 通学安全に関する要望書(案)」、こちらは別紙1から別紙3もすべてまとめて「資料7」となっています。</p> <p>続きまして、「資料8【参考】指定地区外就学制度のご案内」、最後に、「資料9 「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書(案)」、以上</p>

となります。

資料が多岐にわたり大変恐縮ですが、順を追って御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

本検討部会における議事内容や御意見につきましては、先ほど申し上げましたが、会議録を作成するとともに、「部会ニュース」に会議内容をまとめさせていただき、保護者の皆様へ学校を通じて配付させていただきます。

また、青木小学校の通学区域内にお住まいの方については全戸配付を、ポスティングにて行う予定でございます。教育委員会のホームページにも掲載する予定となっております。

会議録や部会ニュースに掲載する検討部会における委員からの発言部分に関しましては、本日御出席の皆様事前に内容の御確認をいただいたうえで、公表させていただきますので、前回に引き続き御協力いただければと思います。

また、本日の検討部会も前回と同様に午後8時までを目途に進行させていただきたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。

それではここから先の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(部会長)

それでは第5回検討部会を始めたいと思います。

まず、議題に入る前に、本日の会議の公開、非公開について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

会議につきましては、一般に公開するものとなっております。ただし、検討部会の承諾があれば会議の一部または全部を非公開とすることができるとされています。

第1回から第4回まではすべて「公開」となっています。今回の第5回の公開、非公開につきましても、御議論いただくこととなっておりますので、御意見をいただければと思います。

(部会長)

会議の公開、非公開について御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

皆様がよろしければ、公開でいきたいと思います。よろしいでしょうか。

—意見、異議なし—

(部会長)

それでは、第5回検討部会も「公開」で行いたいと思います。
事務局は傍聴者を入室させ、会議資料を配付してください。

—傍聴人入室、資料配付—

(部会長)

それでは傍聴について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局から2点、注意事項について、御説明いたします。

まず、傍聴人による写真撮影、録画、録音はすべて禁止となっておりますので御了承ください。また、会議中の発言や部会の進行の妨げとなるような行為、部会の運営に支障が出る行為、運営に御協力いただけない場合は、部会長より会場からの退去を命じることができると定められていますので、御了承ください。

また、本日、報道機関の方がいらっしゃいますので、写真撮影について、御案内いたします。

報道機関におかれましては、写真の撮影は部会の冒頭のみとし、部会における発言の録音は禁止となっておりますので御了承ください。

それでは、報道機関におかれましては、これより撮影の時間とさせていただきますので、お願いいたします。

—写真撮影（報道機関）—

2 前回までの検討内容の確認

(部会長)

次第2の議題に入ります。

前回までの検討内容の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、先ほど御紹介した資料を使って御説明いたします。お手元に検討部会ニュース（第4号）、黄色の冊子になりますが、こちらを御用意ください。先日はお忙しい中、この検討部会ニュースや会議録の確認に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

こちらの「検討部会ニュース（第4号）」につきましては、昨年の12月18日から23日の期間で、青木小学校の通学区域内に全戸配付させていただいています。また、「すぐーる配信」という、学校の保護者向けにお知らせ

するツールを通じて、青木小学校及び通学区域変更に関係する各小学校の保護者様にも周知させていただきました。

それでは、冊子の1ページ目の太枠で囲われた部分、「第4回検討部会の主な内容」を御覧ください。

前回の検討部会では、事務局より「通学区域変更案（案④）」をお示しました。部会委員、参考人からの御意見等も踏まえながら、検討部会にて議論を行っていただいた結果、青木小学校の教室不足については、「通学区域変更案（案④）」を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまりました。

第5回以降の検討部会では、通学区域変更に伴って、想定される諸課題について引き続き御議論いただく予定となっております。

次に、資料4「第4回検討部会時にいただいた御質問に関する資料」を御覧ください。

第4回検討部会時に頂戴した皆さまからの御質問について、教育委員会事務局の見解・回答を紙面でお示しさせていただいた資料となります。こちらにつきましては、事前に皆様へ送付させていただいておりますので説明は省略させていただきます。

前回までの検討内容の確認については、以上となります。

3 寄せられた質問・意見について

（部会長）

それでは次第3の議題に入ります。部会開催後に寄せられた意見・質問等について、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）

お手元の資料5「事務局に寄せられた御意見等一覧」を御覧ください。第4回検討部会以降、電話・メール等で13件の御意見・御質問が寄せられました。

こちらも事前に皆様へ送付させていただいており、時間の都合もありますので、読み上げについては、前回と同様に割愛させていただきます。

寄せられた御意見や御質問についての報告は以上となります。

4 議題「学校規模適正化等の検討について」

（部会長）

それでは、次第4の議題に入ります。学校規模適正化等の検討について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それではお手元に、横向きカラー資料の「資料6 学校規模適正化等

の検討について」を御用意ください。

こちらの資料についても、事前に皆様へお送りしているものですが、改めて御説明いたします。また、今回、説明する内容が多岐にわたることから、予めポイントをお示しいたします。

- ① 通学安全に関すること
- ② 指定地区外就学制度に関すること
- ③ 中学校の通学区域に関すること

以上の3項目について、順に御説明いたします。そのうえで、皆様から随時御意見等をいただきながら、本日の議事を進めてまいりたいと考えています。

なお、今回の検討部会では、先ほどお示しした3つの項目ごとに、御意見のある方に挙手をいただき、挙手いただいた順に御発言いただく方式といたします。

また、繰り返しの御案内となり恐縮ですが、本日は時間の都合もごさいます。意見交換の時間については、項目ごとに一定の時間を設けながら進行したいと考えていますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

資料3ページを御覧ください。まず、今後の検討部会での審議事項と今後の流れについて、確認させていただきます。

今後の検討部会では、通学区域変更に伴って想定される諸課題について皆様に御議論いただいたのち、検討部会としての意見の取りまとめとなる「意見書」の作成に向けて、議論を進めたいと考えております。

具体的な諸課題といたしましては、資料中オレンジ色の枠でお示ししているとおり、「通学安全対策について」、「指定地区外就学について」、「中学校通学区域の整理について」、以上の3点を中心に御議論いただき、意見書の取りまとめに向けて進行してまいります。

また、通学安全対策については、意見書に記載する内容とあわせて、具体的な通学安全の要望箇所や要望内容を記載した「要望書(案)」を別途取りまとめていただき、区役所や警察署など、安全対策を所管する関係部署へ検討部会から提出していただく形を考えています。

以上、御説明した審議事項について、本日の第5回検討部会と、次回の第6回検討部会にて御審議いただく予定です。

続きまして、資料4ページを御覧ください。

検討部会における「意見書」及び「要望書」の取りまとめ後の流れに

ついて、御説明いたします。

まず、「意見書」につきましては、横浜市全体における学校規模等を審議する教育委員会の附属機関「横浜市学校規模適正化等検討委員会」へ提出する流れとなっています。

「横浜市学校規模適正化等検討委員会」には、青木小学校検討部会のこれまでの議論等について、検討部会の開催ごとに、事務局より状況の報告をしております。

青木小学校検討部会としての意見を取りまとめた「意見書」は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会」へ提出後、この委員会において改めて青木小学校の教室不足対策について審議が行われ、その後、教育委員会への答申または意見具申が行われる流れとなっています。

なお、青木小学校の検討部会で取りまとめられた「意見書」に基づく具体的な対応策が正式な決定となるのは、資料4ページ左下の青字囲みで示している「教育委員会での承認」をもって、正式決定となります。

そのため、事務局といたしましても、教育委員会での承認後に必要な事務手続きを進めていく流れとなっております。

次に、通学安全に関する「要望書」について御説明いたします。

要望書につきましては、取りまとめ後、安全対策を所管する区役所や警察署などの関係機関へ提出していただく予定です。

要望事項への対応・回答については、青木小学校における教室不足への対応策が教育委員会にて正式に決定されたのち、各機関から教育委員会事務局を通じて、検討部会に回答させていただく予定です。

① 通学安全に関すること

続きまして、資料5ページを御覧ください。

ここからは、本日の審議事項の1つである「通学安全対策」について御説明します。

青木小学校の教室不足への対応として、通学区域を変更する方向で検討が進められておりますが、それに伴う通学安全対策について、当検討部会にて御審議いただき、通学安全対策に関する「要望書」を取りまとめていただければと考えています。

資料の緑色の枠内には、「通学安全対策の実施手順」として、全体の流れを整理してお示ししています。

皆さまへは事前にお知らせしておりますが、昨年12月に、学区変更対象地域を対象として通学安全点検を実施しました。この通学安全点検には、委員の皆さまの中でも御同行いただいた方がいらっしゃいます。御協力いただきありがとうございました。

本日は、この通学安全点検の結果を踏まえて、本日の検討のたたき台

となる「要望書」案を御用意しました。「資料7 青木小学校の通学区域変更に伴う通学安全に関する要望書（案）」を別紙1～3と併せて御覧ください。

資料7を御覧いただくと、具体的な要望場所や要望内容、その要望先を、資料中段から裏面にかけて表の形式でまとめています。

①から⑯まで、要望場所および要望内容を整理していますので、事前にお送りした資料ではございますが、改めて御確認いただければと思います。

続きまして、別紙1を御覧ください。こちらは、通学区域変更後の学区線の地図となっております。

今回、通学安全に関する要望の対象地域といたしましては、青木小学校から他校へ学区が変更となる地域、すなわち地図上で縦縞の線が引かれている区域が該当となります。この地域につきましては、青木小学校ではなく、他の小学校へ通う可能性がある地域であり、これまでとは異なる学校に新たに児童が通学することになるため、この区域を中心に通学安全対策を御検討いただければと考えています。

なお、通学区域変更を実施した後も変わらず青木小学校の通学区域内となる予定の地域につきましては、今回の通学安全要望の対象外とさせていただきますので、御留意いただければと存じます。

続きまして、別紙2を御覧ください。こちらは、先ほど御紹介しました、昨年12月に実施した通学安全点検のルート、すなわち実際にどの場所を巡回・点検したのかをまとめた資料となっております。

別紙2の構成は、1枚目が「斎藤分小学校周辺」、2枚目が「二谷小学校周辺」、3枚目が「三ツ沢小学校周辺」、4枚目が「宮谷小学校（西区）周辺」といったかたちで、それぞれの地域における通学安全点検の概要をお示ししています。

また、資料中にカメラマークが付されていますが、こちらに対応する写真を別紙3の資料に掲載しています。各要望場所①～⑯について、どのような対策が考えられるのかを検討するうえでも、現地の状況が把握しやすいよう、写真の資料を御用意させていただきました。

要望項目の内容をまとめますと、各地域における通学安全上の具体的な対応策、主にハード面での対応として、次のような内容が挙げられます。

- ・横断歩道や一時停止線の新設
- ・既存の横断歩道や一時停止線が薄くなっている箇所の補修
- ・あんしんカラーベルト（通称、グリーンベルト）の新設や補修
- ・道路に直接、白字で記載されている「スクールゾーン」の新設や補修など、計16か所の要望項目につきまして、資料7の「要望書（案）」

にまとめて、反映しているところです。

以上、通学安全に関する「要望書（案）」及び要望場所・内容等について、御説明しました。

ここからは、委員の皆様より通学安全対策について御議論いただきたく存じます。

なお、本日御欠席の神谷委員より、本件に関する御意見を事前に頂戴していますので、御紹介します。

「今回の学区変更によって、一つの町内会で二つの学校に通うこどもが出てきてしまうということにより、地域の見守り活動や子供たちの通学安全について、新たな懸念が発生することになる。そのため、通学安全対策については、しっかりと行ってほしい。」このような御意見を頂戴しています。

それでは、恐縮ではございますが、御意見のある方は挙手をお願いいたします。挙手を確認のうえ、こちらからマイクをお渡しいたしますので、順に御発言いただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

（委員）

以前、栗田谷南の地域につきましては、二谷小学校と齋藤分小学校に分かれて通学する形に変更するとなっていたのですが、今回の資料では、全域が齋藤分小学校の通学区域となっています。

しかし、栗田谷中学校側にお住まいの方が齋藤分小学校に通学する場合、栗田谷交番付近の坂を上がる必要があります。この場所はバスも通行し、朝の時間帯は車の交通量も非常に多い状況です。

そのため、可能であれば、これまでのように「二谷小学校と齋藤分小学校」の両方に分かれる形とし、児童がより安心して登校できるようにしていただけるとありがたいと考えています。

（事務局）

まず、委員より御意見のありました栗田谷地域につきましては、前回、御議論いただいた通学区域変更案（案④）の中で、「齋藤分小学校または青木小学校」を選択のうえ、通学する学区変更案をお示ししています。

委員の御発言のとおり、以前の検討段階では、栗田谷地域においては、二谷小学校も選択可能とする案も御提示させていただいておりましたが、前回の検討部会の中で、栗田谷地域については、「齋藤分小学校または青木小学校」を選択する形での学区変更とする方向性がまとめられ、整理させていただいたところです。

次に、御懸念のバス通りについてですが、こちらにつきましては、栗田谷地域に所属されている検討部会委員の方々にも御参加いただき、実際に現地を歩かせていただきました。そのため、この地域から斎藤分小学校へ通う場合、道幅が狭い箇所があること、また交通量が多い時間帯があることについては承知しているところです。

一方で、現状、この地域は青木小学校の通学区域であり、ここにお住まいの皆様はバス通りの坂を下って、フラワー緑道を抜けて青木小学校へ通われているものと認識しています。今回、別紙2にて、通学安全点検時に巡回したルートを示していますが、現在の青木小学校の登下校の状況等も踏まえながら、栗田谷北交番から北側の通学安全について検討していきたいと考えています。

御懸念のバス通りについても、通学路として指定するかどうか、今後、斎藤分小学校と事務局が連携し、情報を整理したうえで通学路を選定していくこととなります。

なお、今回の要望書案では、当該バス通りについては通学安全要望の対象として挙げておりませんが、今後、実際に通学路として設定されることになった場合には、何らかの安全対策が必要になると認識しています。

(委員)

斎藤分小学校と青木小学校のいずれかを選べる場合、我々の地域では、おそらく多くの方が青木小学校を選択されると思いますが、斎藤分小学校へ通うかどうかの棲み分けについては、どのようにお考えでしょうか。

(事務局)

制度の説明も含め、御質問について、お答えいたします。

まず、「どちらかを選べる」という制度につきましては、「特別調整通学区域」として設定されている地域となり、いずれかの学校を選択できる仕組みとなっています。

新1年生となる児童については、入学前年の10月～11月頃に区役所から就学通知が発送されますが、その発送の前に「どちらの学校を選択しますか」といったお知らせが特別調整通学区域内の御家庭に届きます。

そこで、例えば「斎藤分小学校を選択します」あるいは「青木小学校を選択します」といった形で、就学を希望する学校を区役所へ御回答いただく流れになります。

その後、区役所からは、選択された学校名が記載された就学通知、つまり「4月からあなたが通う学校は〇〇小学校です」といった内容の就

学通知が發送される仕組みとなっています。

(委員)

私個人の考えにはなりますが、未就学児の保護者の中には、「青木小学校に通わせたいので栗田谷に引っ越してきた」というお話を多く伺っています。斎藤分小学校を希望される方もいらっしゃると思いますが、割合としては青木小学校を選ばれる方が10に対して1程度ではないかという印象を持っています。そのため、実際にどの程度の児童が斎藤分小学校を選ぶのかによって、各校のクラス人数がどのように変化するか判断が難しいという点があります。

また、私としては、子ども会などの地域活動が分かれてしまうことには、やはり反対の立場です。

(事務局)

今、委員の御懸念されている点につきましては、前回の検討部会でも御説明した内容になりますが、仮に栗田谷の地域の方が全員青木小学校を選択された場合であっても、今回の通学区域変更により青木小学校の教室が不足する見込みは、現時点では立っていません。その点につきましては、現状、御心配いただくなくても大丈夫かと考えております。

その他の御意見につきましては事務局として承らせていただきますが、基本的には前回（第4回）、皆さまで取りまとめたいただいた方向性の「通学区域変更案（案④）」に沿って進めていく形になるものと考えています。よろしいでしょうか。

(委員)

わかりました。

(副部会長)

全員が青木小学校を選択する形になったとしても、教室が不足することはないという理解でよろしいでしょうか。

そうした見込みがきちんと立てられているということですね。

(事務局)

御認識のとおりです。

(委員)

本日は、松が丘のこどもたちの視点と、沢渡のこどもたちの視点についても併せてお考えいただければと思います、発言させていただきます。

まず、沢渡についてですが、沢渡の自治会長から御意見を託されて参りました。沢渡では、今回の学区変更に関してアンケートを実施したところ、「あまり周知されていない」、「現時点で初めて知った」という声が多くあったそうです。また、地図上では、三ツ沢小学校や宮谷小学校が近いように見えるものの、実際に通学ルートとしては危険であり、承服できないという意見が多く寄せられたとのことでした。

沢渡は地形的に三つの区域に分かれており、横浜駅西口に近い高台、中央に比較的平らな低地、北側にやや高い区域がございます。

そのうち、比較的三ツ沢小学校に近いと見られる高台の区域であっても、実際に通学する際には、松が丘方面を通り、せせらぎ緑道の上手を経由することになります。現状、通学安全要望の案では、あんしんカラーベルトの補修等が要望として出されていますが、本来はガードレールが必要な道路だと思います。事務局はガードレールの設置が困難であるという認識かもしれませんが、ガードレールを設置しない場合、すれ違う車の脇を子どもたちが通らなくてはならない状況となります。

また、三ツ沢小学校では、登校班を厳格には組まず、友人同士の5人から6人程度で登校する体制を取っていると伺っています。そのため、子どもたちは一列になって登校するものと想像しますが、そのような形で登校するには非常に危険な道路であるため、まずその安全が確保されなければ沢渡の地域から子どもを三ツ沢小学校に通わせたくないというのが、沢渡の地域としてのお考えでした。

松が丘についても、旧JR社宅や郵政公社住宅周辺の道路にあんしんカラーベルトを設置していただく案が示されている点は大変ありがたいのですが、結局のところ沢渡の地域の子どもたちと同じルートを下っていくこととなります。また、「せせらぎ緑道に早めに降りれば良いのではないか」という意見も伺いますが、実際には、非常に急な坂道、昼でも薄暗いお寺裏の竹林の道、石段が多く舗装が十分でない通路など、安全とは言い難い状況です。

さらに、せせらぎ緑道自体も車の通行はあるものの、人通りが少なく、子ども110番の家の増設や、朝晩の大人の見守り体制など、しっかりとした補強がなければ、子どもたちは大きな不安を抱えると思います。

以上の点から、これらの安全対策が十分に講じられるという見通しが立つのであれば、学区変更もやむを得ないと考える方もいらっしゃると思います。ぜひ、この点についてしっかりと御検討いただきたいと存じます。

(事務局)

はじめに、委員より御指摘いただいたガードレールの設置要望の件で

すが、委員のおっしゃるとおり、設置可能な道路であるかどうか、また道路幅に余裕があるかどうかなど、技術的な詳細については、私ども教育委員会事務局では判断が難しい部分がございます。

「この道路にはガードレールを設置すべきではないか」といった御意見がございましたら、現時点で「実施ができそうにないから要望として挙げていない」という扱いはしておりません。

要望書を提出する相手先は、主に区役所や土木事務所、警察署などの機関となります。実際の可否判断については、これらの機関で行われることとなりますので、現在、お示ししている「要望書（案）」については、加除修正が可能な段階でございます。そうした御意見がございましたら、ぜひ反映していきたいと考えています。

また、沢渡・松ヶ丘から三ツ沢小学校へ向かうルートにつきましては、今回の通学安全点検でも歩かせていただきましたし、これまでも複数回歩いて状況を把握しています。別紙2に示している赤い点線のルートを、12月に実際に確認した際にも、御懸念のある箇所が多数あることも承知しているところです。

一方で、せせらぎ緑道周辺の道路状況に関する御指摘もございましたので、補足させていただきます。冒頭にも御説明しましたとおり、現状、せせらぎ緑道周辺は三ツ沢小学校の通学区域に含まれており、現在も同緑道を含む周辺道路を利用して三ツ沢小学校へ通学している児童がいます。そのため、今回の検討部会で取り扱う「通学安全要望」の対象範囲からは外させていただいております。

また、御経験のある方も多いかと思いますが、多くの学校では、毎年度「スクールゾーン対策協議会」を実施し、地域の皆様から通学安全対策に関する御意見・御要望を取りまとめの上、区役所・土木事務所・警察署等へ、要望をしていただいているところです。

したがいまして、せせらぎ緑道周辺に関する通学安全についての御要望については、三ツ沢小学校のスクールゾーン対策協議会等から御要望いただくことが適切ではないかと考えています。

(委員)

2点、質問がございます。まず、通学安全の確保につきましては、先ほどから御説明いただいているところですが、今回の要望書は、部会長から関係部署等に提出する形となっています。前例を見ましても、同様に「部会長名での要望」という形式が取られています。

この要望書は、教育委員会で承認を得たうえで提出することになるとのことですが、今回、通学路の点検を実施した際にも、例えば車道の「一時停止」や「止まれ」といった標示設置の要望は、相当にハードル

の高い内容であると感じました。T字路など、特定の条件が整っていれば可能かもしれませんが、車道に「止まれ」の路面標示を設置するというのは容易ではなく、要望書の案にはそのような実現が困難な要望も含まれている状態です。

そのため、この部会の委員12名のみで判断するというよりは、教育委員会事務局として、どのように支援・協力・働きかけを行っていただけるのか、つまり関係官庁（たとえば土木事務所など）に対して、どのように陳情していただけるのか、ぜひお伺いしたいと考えています。

併せて一点申し上げます。部会ニュースが全戸配付ということになっていますが、実際には届いていない状況です。私の自宅でも部会ニュース3号・4号が届いておらず、周囲に確認しても「届いていない」という声が多く聞かれます。どのように配付管理をされているのか、お伺いしたいと思います。

(事務局)

まず、2点目の御質問である、部会ニュースの件からお答えさせていただきます。

部会ニュースが未配付であったとのことで、大変申し訳ございませんでした。以前の検討部会でも御紹介したかと思いますが、検討部会ニュースにつきましては、事務局からポスティング業者へ配付業務を委託し、ニュース配付を行っています。

配付部数につきましても、住民基本台帳に基づき、どの地域にどれほどの世帯があるかを把握したうえで必要部数を算出し、委託業者に必要部数を渡して、配付を行っているところです。

また、「各地域でそれぞれ、何部配付したか」という報告書を毎回、委託業者に提出をさせており、事務局としては、仕様どおり、「青木小学校の通学区域内のすべての御家庭に届ける」という形で配付されているものと認識しています。

ただ、まれに「届いていない」という御連絡をいただくこともあり、その際には、委託業者に対して、該当の御家庭へ再度配付するよう、指示をしているところです。

なお、反町周辺には店舗や専門学校なども多くありますが、これらは配付対象外としており、基本的には「居住されている住宅で、ポストが確認できる」場所等に対して、配付を行う取扱いとなっています。

いずれにしても、配付漏れがあったことにつきましては、改めて深くお詫び申し上げます。次回の検討部会ニュースも、今後、発行を予定していますので、配付の徹底について委託先の事業者と確認し、再発防止に努めてまいります。

(委員)

地域にお住まいの方への周知の問題であり、配付漏れが生じるというのはやはり望ましいことではないと考えます。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。しっかりと対応してまいります。

続いて、教育委員会からの通学安全要望に関する支援についてお答えいたします。

なお、今回取りまとめていただく「要望書」につきましては、部会長の名前を記載したうえで、意見書とは異なり、教育委員会での審議は経ずに、関係機関に対して、直接、部会長から御提出いただく形となっています。

事務局といたしましては、検討部会の委員の皆様からの御意見・御要望の背景や内容をしっかりと整理した上で、「ここにはこうした課題があり、ぜひ対応をお願いしたい」というような形で、要望書とあわせて関係部署へ丁寧に説明し、想いもあわせて届けてまいりたいと考えています。

ただし、警察署や土木事務所、区役所等には、神奈川区・西区それぞれの学校から通学安全に関する要望が多く寄せられており、どうしても優先順位をつけて、順次実施しているという現実もございます。皆様もスクールゾーン対策協議会などで、そうした状況に触れられた御経験もあるかと思えます。

そのような中でも、今回の青木小学校の通学区域変更は大規模なものであり、それに伴って生じる懸念も大きいと事務局として認識しています。そのため、今後、事務局から区役所・土木事務所・警察署等の関係部署へ丁寧に説明し、協議が必要となった場合には、教育委員会としても助言など、可能な限り支援してまいりたいと考えています。

(委員)

わかりました。

(事務局)

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

—追加の意見なし—

ありがとうございます。本日の御議論を踏まえつつ、今後「ここはどんなのだろう」といった点や、新たな御意見が出てくることもあるかと

思います。

先ほど御説明したとおり、次回の検討部会において、通学安全に関する「要望書」の取りまとめを行いたいと考えています。そのため、次回の開催までの間に、「この箇所はもう一度点検したほうが良いのではないか」、「この要望を追加してほしい」などの御意見がございましたら、随時、事務局までお寄せいただければと思います。必要に応じて、追加の点検等も対応させていただきます。

いただいた御意見を踏まえた形で、次回、改めて通学安全に関する「要望書」について御検討いただきたいと考えています。

② 指定地区外就学制度に関すること

続きまして、「資料6」を改めてお手元に御用意のうえ、8ページを御覧ください。

これまでの第1回から第4回の検討部会の間、部会委員の皆様、またメールや電話等を通じて地域の皆様より、青木小学校の通学区域外からの就学、いわゆる「指定地区外就学」について、複数の御意見をいただいています。資料記載のとおり、「青木小学校の現状を踏まえると、指定地区外就学の受け入れについては検討が必要である」、あるいは「通学区域外からの児童の受け入れをある程度制限すべきではないか」、といった御意見をいただいているところです。

このたび、大幅な学区変更を行うにあたり、学区外から青木小学校へ児童を受け入れること、すなわち「指定地区外就学制度」による就学については、一定の整理が必要であると、事務局としても考えているところです。

9ページを御覧ください。

まず、「指定地区外就学制度」について、制度の概要を御説明いたします。横浜市では、住民登録されている住所地によって指定された学校に通学することが原則となっています。

一方で、お子さんに個々の事情があり、この制度を利用するための該当事由がある場合には、指定された学校ではなく、別の学校へ就学することが可能となる「指定地区外就学制度」がございます。

なお、9ページ下段の赤字部分にも記載していますが、「通学上の支障があると学校長が判断した場合や、学校の施設状況等により受け入れが難しいと判断された場合には、不承諾となることもある」とされています。そのため、制度を利用するための該当理由がある場合においても、赤字の内容に該当する状況に当該校がある場合には、必ずしも認められるものではない、という仕組み・制度となっています。

ここで、「資料8」をお手元に御用意ください。

こちらは、区役所から就学通知が発送される際に同封される、保護者向けの御案内の一つとして配付されている資料となります。「指定地区外就学制度」は、主に就学通知に同封することで保護者に周知されており、制度を利用するための該当理由等が記載されています。このような該当理由があり、指定地区外就学を希望されるご家庭につきましては、受け入れの可否や許可手続、相談などを都度行っている状況です。

それでは、「資料6」に戻り、11ページを御覧ください。

これまでの検討の中で、事務局より青木小学校の児童数や学級数の見込みを提示する場面が何度かございましたが、指定地区外就学制度を利用して青木小学校に就学する児童は、これまでお示しした推計値には含まれておりません。現年度の在籍数には、指定地区外を利用した児童も含まれていますが、今後、新たに指定地区外から何名、青木小学校に入ってくるかは予測できないためです。

「通学区域変更案(案④)」では、今回の通学区域変更によって青木小学校の児童数・学級数を整理することで、24学級で収まるという見込みをお示ししていますが、指定地区外就学制度を利用した児童を相当数受け入れることとなった場合には、通学区域変更を実施したとしても、再び教室不足が発生する懸念があります。

したがって、11ページの点線の四角枠の記載のとおり、現在の青木小学校の厳しい施設状況を踏まえると、該当理由があつたとしても、厳しい施設状況を理由に不承諾となるケースが生じる可能性があると考えています。

続いて、12ページを御覧ください。

こちらでは、「青木小学校における指定地区外就学制度の今後の運用について」と題し、今後の運用について、事務局案として整理しています。

まず、太字・下線で記載のとおり、教育委員会事務局としては、今後の青木小学校の児童数・学級数の見込みを含めて、施設状況に関する詳細な情報を、適時・適切に学校へ提供し、学校との連携を図りながら、当制度の運用について必要な支援を行っていくことが重要と考えています。

加えて、これまでの検討部会においても、指定地区外就学に関する御意見を複数いただいている経緯がございます。そのため、当制度の扱いについては、検討部会としての総意を整理することが望ましいと考えており、本日、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えています。

ここで、資料9をお手元に御用意ください。

こちらは、冒頭に御説明申し上げた検討部会からの「意見書」の案、

いわゆる「たたき台」となります。

表面には、実際に通学区域を変更する地域等が記載されています。皆様には、これまで地図や表で御覧いただいていた内容ですが、今回の「意見書（案）」では、文章による記載となっているため、イメージがつきにくい部分もあるかと思えます。ただ、こちらの表面の記載については、現在、御説明している指定地区外に関する事項ではございませんので、具体的な説明は割愛いたします。

続いて、裏面を御覧ください。裏面の「2 その他、通学区域変更にあたっての要望」において、(3)の文章が「指定地区外就学」に言及している箇所になります。記載内容について、読み上げさせていただきます。

『指定地区外就学制度（以下、当制度）を利用した青木小学校通学区域外からの就学・通学については、青木小学校の施設状況等を鑑み、慎重にご判断いただくよう要望します。』

このような案文を今回、御用意させていただいておりますが、検討部会からの「意見書」に記載されることとなりますので、部会としての総意の意見として当案文について御意見いただければと存じます。

先ほどの「通学安全に関する要望書（案）」と同様に、現時点では案の段階ですので、いかようにも変更可能なものとなっています。

続きを読み上げます。『本検討部会としては、現在の青木小学校のひっ迫した施設状況を勘案し、当制度を利用するための該当理由にある兄弟姉妹に関する要件及び通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件を除き、住所地によって指定されている小学校に就学・通学することが望ましいと考えます。』

要件に関しては、先ほど御覧いただいた資料8にも、さまざまな項目が記載されていますが、その中で、「兄弟姉妹に関する要件」と、「引っ越しに関する一部の要件」を除き、基本的には指定された学校に通うことが望ましいのではないかと、という御意見を提案しております。

最後にもう一段落読み上げます。『また、教育委員会は、学校長及び区役所が当制度に係る承諾・不承諾の判断を的確に行えるよう、適切な情報提供及び支援等を行うようお願いいたします。』

これは、地域の皆さまの多く参加いただいている本検討部会から、教育委員会に対し、学校や区役所をしっかりと支援するようという要望をお示ししたものとなります。

先ほど、兄弟姉妹と引っ越しに関する一部の要件を除くと御説明しましたが、具体的なイメージがつきにくいかと思えますので、補足として御説明いたします。

まず兄弟姉妹に関してですが、今回の学区変更により、上のお子さん

がA小学校、下のお子さんがB小学校に通うことになるというケースが一定程度、発生するものと考えています。

その場合、行事への参加や日常的な対応など、保護者の皆さまの負担が大きくなることが想定されます。そのため、在学中は兄弟で学校が分かれてしまうことは可能な限り避けるべきと考えています。

もちろん、青木小学校が一人でも受け入れれば定員を超えてしまう、といった状況であれば難しい場合もありますが、極力こうした事情がある場合には、やむを得ないものとして認めることもあり得ると考えているところです。

引っ越しに関する要件については、資料上に※印で「一部の要件」と記載していますので、補足として読み上げます。

まず1つ目のケースとして、「学年途中で青木小学校の通学区域内に引っ越す予定がある場合」です。

例えば、現在は三ツ沢小学校の学区に在住している児童が、学年途中で青木小学校の学区へ引っ越す予定があるため、あらかじめ青木小学校に通いたい、しかし現時点ではまだ三ツ沢小学校の学区に住所がある、という場合です。このような御家庭については、将来的には青木小学校が指定され、通学することになるため、こうした場合に救済する趣旨で、指定地区外就学制度の該当理由とされています。

続いて、2つ目のケースですが、自宅の新築や改築を行うために、一時的に青木小学校の学区に住所を移さざるを得ない場合です。数としては多くないものと考えていますが、こうしたケースも指定地区外就学制度の該当要件としてあらかじめ想定されています。

先ほどの、将来的に青木小学校に来られる御家庭や、一時的に学区内へ移転される方についても、一律に「指定地区外を認めない」としてしまうと、実務上の課題が大きくなってしまいう懸念があることから、これらの要件を除き、基本的には現在お住まいの住所地で指定されている学校に通うことが望ましい、といった趣旨の意見となっています。

以上のとおり、今回は大幅に学区を変更することに加えて、学区変更後であっても青木小学校の状況は、十分な余裕が生まれる状況とはならない見込みですので、指定地区外就学制度における該当理由がある場合においても、今後すべての希望者を継続的に受け入れ続けることは難しいと考えているところです。

そうした内容を「意見書（案）」の中に記載することを御提案させていただきました。

以上、指定地区外就学について御説明しました。

ここからは、皆さまから御意見を頂戴したいと考えますが、本日御欠席の神谷委員からも御意見をいただいていますので、まず御紹介いたし

ます。

「学区外から青木小学校へ就学することについては、青木小学校の現状を踏まえると、今後も同じように受け入れ続けるのは難しいと思う。ある程度は制限すべきである。」

以上のような御意見をいただいています。

それでは、先ほどと同様に、御意見のある方は挙手にてお願いいたします。御質問も含めて結構ですので、どうぞよろしく申し上げます。

(委員)

現在、青木小学校に通っており、これまでは学区内に住んでいたものの、神奈川区内の別の地域へ引っ越したケースがあります。距離としては大きく離れてはいませんが、友人関係などさまざまな事情があり、青木小学校を離れたくないという理由で、現在はその新住所から指定地区外就学制度を利用し、青木小学校へ通っている状況です。今後、このようなケースは認められるのでしょうか。

(事務局)

現状、青木小学校に通っていたものの、青木小学校の近隣に引っ越した結果、その新しい住所地が青木小学校の学区ではない、という御質問かと理解しています。

このケースについては、先ほどご説明しました、やむを得ないものとして認めることもあり得る該当要件には、当てはまらないため、原則、新たな住所地で指定されている学校に通っていただくことを想定しています。

(委員)

事務局に寄せられた「御意見等一覧」の中で、電話で寄せられた御意見がありますが、いずれも指定地区外就学に関する問い合わせであるという印象を持っています。

今の御説明からは、きょうだい児に関しては認められる可能性が高いようにも受け取れるのですが、電話でのやり取りでは制度の説明にとどまり、「許可・不許可の判断はできない」という形で回答されているように見受けられました。

この点について、電話で問い合わせされた方はその説明で納得されたのでしょうか。

(事務局)

電話で納得されたかどうかについてですが、現時点では、青木小学校

における指定地区外就学制度の運用方針がまだ決まっていないため、「こうなります」、「きょうだい要件は認められます」といった具体的な説明はできない状況でございます。

本日、御説明したような内容は、電話で対応した段階ではお伝えできない事項でしたので、「可能性が高い」「今後認められる方向である」といった回答はしておらず、その意味では、電話された方が納得感を得られたかどうかは難しいところだと考えています。

ただし、指定地区外就学については、今後も検討部会の中で丁寧に検討していくことはお伝えしていますので、今回の検討部会での内容を、ニュース等を通じて周知し、御理解を得たいと考えているところです。

(委員)

質問された方にとっては、非常に心配されている点であると考えています。そのため、基準については、今後もう少し明確にしていく必要があると思います。

きょうだい児については、本日の提案内容を踏まえると、認められる可能性が高いと感じましたので、今後、検討部会として意見を取りまとめる際には、「きょうだい児については、できる限り認める方向で検討してほしい」という要望を付すことも考えられるのではないかと思います。

また、引っ越しの場合についても同様に、一定の配慮を求める意見として整理することも可能ではないかと感じています。

(事務局)

現状の「意見書(案)」では、「兄弟姉妹」と一部の「引っ越しに関する要件」を除き、指定された学校へ通うべきであるという内容になっています。

委員の御提案は、その逆の方向性で、兄弟姉妹や引っ越しに関しては認められる可能性が高くなるよう要望としてまとめてはどうか、という御提案だと受け止めています。要望書である以上、そのような表現で整理することは可能かと思しますので、文面を含め今後検討していく必要があると考えています。

委員がおっしゃった内容と、我々が現時点で考えている方向性は基本的に同じであると認識しています。そのため、文面については次回も含めて調整を進めていきたいと思っています。

我々としても、また学校現場としても、各御家庭にはさまざまな事情がありますので、要件に合致していて、受け入れられる状況であれば受け入れたいという思いがないわけではございません。

学校としても「このような事情であれば通学を認めざるを得ない」というケースは当然あると思います。ただし、お知らせに網掛けで記載しているように、施設状況によっては、どれだけ要件が整っていたとしても受け入れが難しい場合もございます。たとえば、きょうだい児の要件であれ、一時的な引っ越しであれ、定員がぎりぎりであればお断りせざるを得ない可能性はあります。しかし、一定の制限を設けつつも該当する要件においては、可能な限り受け入れる方向性が望ましいと考えています。

最終的には、教育委員会にて意見書の内容について審議を行うこととなります。指定地区外就学に関する記載がされた御意見についても、教育委員会として「青木小学校はこのようにすべき」と判断がされれば、学校現場としても、また事務局としても、その方針に基づいて対応していくこととなります。その点については、皆さまにも御理解いただければと考えています。

補足で説明を続けさせていただきます。

「資料6」の19ページを御覧ください。「案④」に基づく推計では、青木小学校は24学級で収まる見込みとなっています。ただし、令和8・9年度以降は、指定地区外を利用して新たに入学する児童の人数は不確定であるため、この推計上、含まれておりません。そのため、指定地区外の希望者が多い場合には、25学級となる可能性もございます。

こうした状況を踏まえると、教育委員会が学校を適切に支援するため、必要な情報を確実に提供すべきであるという趣旨を「意見書（案）」に盛り込んでいます。

事務局としては、青木小学校のひっ迫状況を将来にわたって把握し、校長先生への的確に情報を伝えることが、教育委員会として重要な役割であると認識しており、具体的には、事務局が作成する義務教育人口推計を精査し、各学年において何人増えると学級増となるのか、また現時点の年長児・年中児の人数などを踏まえた見込みを学校へ共有することを想定しているところです。

（委員）

「意見書（案）」のなかで、「『兄弟姉妹に関する要件』及び『通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件』を除き」と記載してありますが、資料8のチラシにある、上段に示されているそのほか4つの要件に関しては、青木小学校ではより厳しく判断するという考え方なのか、あるいは基本的には受け入れない方向なのか、どのように線引きするのか判断が難しいと思いました。現状、このチラシ

が未就学児のいる御家庭に配布されている状況下で、どのように制度の運用をしていくのかが気になりました。

例えば、青木小学校の通学区域内に民間学童があるため、放課後の監護者の該当理由によって、学区外から青木小学校を選択している御家庭も現状あると思いますが、先ほどの説明の趣旨からすると、こうした理由は該当要件には入らないという扱いになるのではないかと思います。

そうすると、今後は「青木小学校学区内にある民間学童を利用したいから青木小に通いたい」という理由での指定地区外の希望については、基本的には受け入れないという考え方になるのでしょうか。

(事務局)

委員の御発言のとおり、意見書案にも記載しているように、「兄弟姉妹の要件」と「一時的な引っ越し」に関してはある種、特別に考慮するものの、それ以外の理由については、受け入れないと断定しているわけではございませんが、基本的には住所地で指定された学校に通っていただくことが望ましいという認識で差し支えございません。

今、御指摘いただいたような、学童クラブや放課後の監護者の事情により、青木小学校を希望されるケースは、青木小学校に限らず他校でも見られるものだと思います。しかし、1人を認めると複数の希望が続いたり、「あの年度は認められたのに」ということになりかねないため、その点の整理は必要であると考えています。

また、現在すでに指定地区外就学制度を利用して青木小学校に通っている児童については、「方針が変わったので、来年度から別の学校へ通ってください」といった対応は難しいとも考えています。

さらに、指定地区外就学制度の所管が学校計画課ではないこと、許可・不許可の判断は区役所や学校で行われている現状を踏まえ、検討部会の意見をしっかりと伝えつつ、我々としても必要な支援を行いながら、最終的な判断を進めていく形になると考えています。

(委員)

学童クラブの利用や、学区外に引っ越したが、そのまま青木小学校へ通い続けたいという児童が増えると、再度、青木小学校の通学区域の見直しが必要になる可能性もあると思います。

制度運用のさじ加減は非常に難しい部分ですが、まずは正しいルールに基づいて、通える状態を確保することが重要であり、事情のある御家庭に対しては申し訳ない部分があるものの、青木小学校の現状を考えると、ある程度厳格に対応せざるを得ないのではないかと感じています。

ルールに沿って通学を希望する方が、青木小学校に入れなくなる状況

は避けるべきだと思います。

そのためにも、校長先生や事務局にしっかりと判断していただき、学級数が収まるように厳格な運用がなされるほうが、改めて学区変更を検討しなければならない事態を避けられるのではないかと考えます。

制度がある以上、利用したいと考える方が出るのは当然であり、だからこそ、どのように理解を得ながら運用していくかが非常に難しいと思いました。

(事務局)

委員の御発言のとおり、制度としてルールがある以上、まずはそのルールに沿って運用していくことが重要であると考えています。

今回、特別調整通学区域を設定する地域が多いとはいえ、大幅な学区変更を行うことで、これまで青木小学校の学区にお住まいだった方々にも一定の影響が生じる形で御負担をお願いしている状況です。

そうした状況も踏まえて、制度の利用を希望する御家庭への周知や理解を丁寧な求めていくことが引き続き必要であると認識しており、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

兄弟姉妹に関する要件については、御意見が非常に多いことを踏まえると、検討部会からの意見書や教育委員会事務局から注意深く発信していただくことが重要だと感じています。

兄弟姉妹に関する要件は、「兄弟姉妹であれば誰でもよい」という訳ではなく、あくまで在学中の兄弟姉妹がいる場合に限るという要件です。例えば、上のお子さんが中学校や高校に進学している場合には、対象外となる制度となっていますが、今回の説明が十分でない「兄弟姉妹であればよい」と誤解される可能性があります。そのため、この点は誤解が生じないよう、丁寧に発信していただくことが必要ではないかと思いました。

次に資料8のチラシの上から4つ目に記載のある該当理由の、放課後の監護者の要件における民間学童等についてですが、学校との相談だけでなく、保護者の方が民間学童等に直接相談されるケースもあると思います。その際、民間学童側が「(指定地区外就学を利用するための該当事由となるので)入所可能です」と案内していたにもかかわらず、学校に相談すると「青木小学校では(その理由での指定地区外就学を利用した)児童の受け入れはできません」ということになってしまうと、トラブルや混乱を招きかねません。

そのような事態を避けるためにも、民間学童側にも「青木小学校は現

在、こうした状況のため、通学先として受け入れることはできない」という点を共有していただくことで、保護者の方の不安や誤解を減らし、余計な行き違いを防げるのではないかと思います。この点についても配慮してほしいです。

(事務局)

民間学童については、今いただいた御指摘を踏まえ、こちらからも周知や説明を丁寧に行う必要があると考えています。

前回の検討部会でもお伝えしたとおり、保育園や幼稚園へも周知を行ったところですので、同様の形での対応を検討してまいります。現時点で把握している民間学童もごございますが、まずは青木小学校の学区内でどのくらいの数の施設があるのか、改めて把握を行い、その上で周知等を行っていきたいと思います。

兄弟姉妹に関する要件については、委員の御発言のとおり、例えば上のお子さんがすでに卒業している場合、例えば、「現在、上の子は高校生だが、小学生の頃に青木小学校に通っていたから、下の子ども兄弟姉妹に関する要件で通えるのではないかと誤解されてしまう可能性がある」といった懸念は、事務局としても抱いているところです。こうした誤解が生まれないう、**「当該校に在学中の場合に限る」**などの条件がより分かりやすく伝えられるよう、工夫していきたいと考えています。

(委員)

「資料5」の寄せられた御意見の6ページに、「指定地区外就学制度を簡素化してほしい」という要望があったと思います。

各御家庭において、さまざまな事情があり、指定地区外就学制度を利用して、学区外の学校への就学を希望されることがあるという点は認識しています。

しかしながら、この制度は簡素化すべきではないと考えています。指定地区外で通学する場合は、制度を適切に運用していただくことが必要です。もし制度を簡素化し、状況の確認等が不十分になれば、本来の制度趣旨に反する状況が生じてしまう可能性があります。

そのような事例が増えれば、本来、青木小学校に通うべき児童が通えなくなるといった影響も考えられます。そのため、簡素化するのではなく、むしろ丁寧に、しっかりとチェックしていただけることが望ましいと考えています。

(事務局)

いただいた御意見は、我々としても非常に重要な点であると認識しています。

先ほど、他の委員からも御指摘があったように、しっかりとルールに則り、要件に該当する方が適切に利用できることが大切と考えています。その点を十分に踏まえて運用する必要があると感じています。

また、制度の簡素化についてですが、教育委員会事務局の中には、当制度を所管している部署があり、制度設計もそこで行っています。今回、御意見を寄せられた方のように、要件によっては2つの小学校を回ったり、区役所に足を運んだり、一定の手続きに相当な時間を要する場面があることも承知しています。そのため、いただいたメールや電話での御意見については、所管部署にしっかりと伝えたいと思います。

また、本日、委員の皆さまからいただいた御意見についても同様に、確実に伝え、今後の検討にいかしていきたいと考えています。

(事務局)

その他、いかがでしょうか。

—追加の意見なし—

今回、御提案している「意見書(案)」については、記載内容の方向性に関して御意見を頂戴しましたが、おおむね「指定地区外就学を制限すべきでない」といった反対の御意見はなかったものと承知いたしました。

文章や体裁については一部、修正が入る可能性がございますが、この方向性を基に、次回の第6回検討部会で改めて皆さまに御確認いただき、意見書の記載について、取りまとめていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。

③ 中学校の通学区域に関すること

(事務局)

「資料6」13ページを御覧ください。ここからは、中学校の通学区域の整理について御説明いたします。

横浜市では、小学校と中学校による9年間の継続的な教育を重視し、小中連携に力を入れています。そのため、小学校と中学校の通学区域は、可能な限り一致させることが望ましいと考えております。

今回、青木小学校から複数の小学校へ学区が変更される方向性となっていることから、それに合わせて中学校の学区(就学先)についても、

整理が必要と考えています。

地域にお住まいの方からも「中学校の通学区域はどうなるのか」という御質問をいただいておりますが、小学校における学区変更の方向性が定まっておりましたので、これまでは「今後、検討してまいります」という形で回答させていただいております。

前回、小学校における学区変更の方向性が取りまとめられたことを踏まえまして、本日は、この点についても整理が必要と考えております。

具体例として、資料中、点線の四角囲みに記載しているケースを用いながら、御説明します。

今回の学区変更により、青木小学校から三ツ沢小学校へ学区が変更となる地域がございます。新規マンションが建設される地域は、三ツ沢小学校のみ、その他の周辺地域は三ツ沢小か青木小のいずれかの小学校を選択できるという形です。

現状、三ツ沢小学校を卒業した児童は松本中学校に進学することになります。今回の学区変更に伴い、三ツ沢小学校に通う児童が新たに一定数発生することが想定されます。その地域の方々は、現時点では、栗田谷中学校が指定されていますので、松本中学校には進学できない状況となります。

こうした場合には、「小中の連携が途切れてしまう」、「中学校進学時に、三ツ沢小学校の友人と離れ、青木小学校を卒業した子どもたちがほとんどの中学校に入学する」など、友人関係の面でも影響が出る可能性があると考えています。

したがって、この中学校の通学区域についても、整理する必要があると考えています。

今の例であれば、青木小学校から三ツ沢小学校へ学区が変更となる地域については、中学校は現在、栗田谷中学校が指定されていますが、栗田谷中学校・松本中学校の双方を選択できるように特別調整通学区域を設定するのか、または松本中学校に指定校を変更するのかといった対応が考えられます。

続いて、14ページを御覧ください。地図に基づき、先ほど申し上げた中学校の通学に関する懸念が生じる地域を抜き出して記載しています。沢渡、松が丘、鶴屋町三丁目・一丁目、台町の一部が、そうした対象となる地域であると考えています。

三ツ沢小学校の例に続いて、宮谷小学校のケースを御説明します。青木小学校から宮谷小学校へ学区が変更される地域は、現在、指定校である中学校は栗田谷中学校となっています。しかし、宮谷小学校に通う児童は、現状では主として軽井沢中学校に進学しています。

そのため、このままだと小学校6年間を宮谷小学校で過ごした児童が

栗田谷中学校に通うこととなり、同じ宮谷小学校にいる周囲の児童と異なる進路になる可能性があります。こうした点から、この地域については、中学校を軽井沢中学校も選択できるようにするか、あるいは軽井沢中学校を指定校に変更するかといった整理が必要であると考えています。

ただし、中学校についても、青木小学校と同様に、教室の余裕状況などを確認、検討事項もございます。

15ページを御覧ください。現時点で教育委員会事務局が考えている方向性を記載しています。青木小学校の不足教室対策の方針が決定され次第、中学校の就学先の変更についても実施したいと考えています。その際には、この検討部会ではなく、各中学校の学校長及び地域の皆さまに丁寧に説明を行い、御理解をいただきながら、進めていく形を想定しています。なお、「資料9」の本検討部会からの「意見書(案)」にも、中学校の学区についての記載があり、先ほど指定地区外就学の議論の際に読み上げた部分に含まれていますので、読み上げさせていただきます。

『小学校における大幅な通学区域変更に合わせて、小学校からの友人関係等を考慮した中学校の通学区域の調整を行うようお願いいたします。』

繰り返しの御説明となりますが、この検討部会では、青木小学校の不足教室対策を目的としているため、中学校の学区をどのようにするかという点は、本来の審議事項に含まれないと考えています。そのため、中学校の通学区域に関する整理についての説明及び意見書の記載については、この程度に留めている状況でございます。

以上が、中学校における通学区域の整理に関する説明となりますので、ここからは、この件について委員の皆さまから御意見を頂戴できればと考えています。御意見のある方は、挙手にてお願いいたします。

(委員)

本来、ここで話しする内容ではないのかもしれませんが、この意見書上の記載について、「調整をお願いします」と記載するだけでなく、可能であれば「特別調整通学区域の設定についてもお願いします」という文言を追加したほうが良いのではないかと考えています。

地図を見ますと、三ツ沢小学校に通うことになる地域には、現状でも松本中学校に進学しているお子さんがいる地域が含まれています。

松ヶ丘や泉町など、松本中学校と栗田谷中学校に通われるお子さんが混在している地域がありますので、この地域については、指定校を松本中学校へ変更したとしても大きな問題はないのではと感じています。

気になっているのは、宮谷小学校の通学区域となる台町や鶴屋町など

の地域です。青木小学校に通われた児童は栗田谷中学校への進学を希望されるでしょうし、宮谷小学校に通われた児童は、軽井沢中学校への進学を望まれるのではないかと思います。そのため、この地域については、どちらか一方の中学校に進学先を固定するのは現状にそぐわないのではと感じています。

そのような理由から、当該地域については特別調整通学区域を設定した方が良く考えます。意見書上の要望としても、ここまでぼかさずに、「今回の通学区域変更で指定校が宮谷小学校となる地域については、中学校についても特別調整通学区域の設定をお願いします」と記載して良いのではないかと考えました。

(事務局)

ありがとうございます。意見書の中で特別調整通学区域の設定について言及することにつきましては、現時点で事務局から否定するものではないので、次回までに整理して、反映できるところは次回の文案に反映させていただきたいと思っております。

事務局としても、委員から挙げていただいた地域については、青木小学校に通った児童は栗田谷中学校へ、宮谷小学校に通った児童は軽井沢中学校へ進学することが望ましいと考えています。そのため、特別調整通学区域を設定するかどうかについては、現時点では、基本的には、設定することが望ましいと考えています。

ただ、中学校においてもそれぞれの教室状況や、今回の小学校の通学区域変更において、新しいマンションは青木小学校を選択できないため指定校が1校のみの住居もあります。青木小学校を選べない住居についても特別調整通学区域に含めるべきかという議論もあると思っておりますので、そこは今後、中学校と調整していく際に協議していきたいと考えています。

(事務局)

そのほか、御意見よろしいでしょうか。

—追加の意見なし—

それでは、今回、①通学安全、②指定地区外、③中学校の通学区域について、議題を進めさせていただきました。

重ねての御案内となりますが、資料9の「意見書(案)」は、これまでの検討内容を踏まえた、当検討部会の意見の取りまとめとなります。

次回の第6回検討部会では、通学安全に関する「要望書」とあわせ

て、取りまとめでいただければと考えています。今回いただいた御意見等を踏まえ、改めて事務局で調整した案を次回の検討部会に御用意させていただきたいと考えておりますので、追加の御意見がございましたら、引き続き事務局にお寄せいただければと思います。

(事務局)

議事と質疑応答も落ち着いてまいりましたので、議事進行を部会長にお戻ししたいと思います。それでは部会長、よろしくお願いします。

4 その他、事務連絡等

(部会長)

それでは、以上で、本日の議題を終了いたします。様々なご意見いただきましてありがとうございます。事務局からも、先ほど案内がありましたが、本日の議題で気になる点等ございましたら、事務局まで連絡していただくようお願いします。

次第に戻りまして、4の「その他、事務連絡等」に入ります。事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、連絡事項として、次回の検討部会も本日と同様に、公開・非公開について諮らせていただきたいと思いますと考えていますが、いかがでしょうか。特段問題がなければ、今回と同じ進め方とさせていただければと思います。

—意見、異議なし—

事務連絡としては以上となります。

(委員)

意見書などに文言を追加してほしいと思った場合は、事務局に御連絡すればよいですか。

(事務局)

御意見については、まずは次回の検討部会開催までの間にいただきたいと考えています。そのうえで、第6回の検討部会で、いただいた御意見を御紹介いたしますので、いただいた意見を反映するかどうか、案文の表現を変更するか等について、委員の皆様にも再度御議論いただきたいと思っています。

御意見の御連絡は、メール・電話・FAX、いずれの方法でも結構です。

(委員)

「資料6」19ページの参考資料の推計値についてですが、ここで示されている推計値よりも、児童数が上回る可能性もあると感じています。学年によっては、児童が数名増えるだけで現状より1クラス増える境目にある学年もあり、予断を許さない状況です。通学区域を変更しても、最大教室数である24学級の状態が続く見込みなので、楽観視はできない状況と考えています。

学校現場が抱えている危機感を、部会委員、地域にお住まいの方、教育委員会事務局とも共有し、今後の児童数の推移を注意深く見ていくことが重要だと考えています。

(事務局)

委員、御発言のとおり、事務局といたしましても、通学区域変更実施後も、青木小学校の教室状況は依然として厳しく、今後の推移を注視していく必要がある状況と考えています。

学校現場と認識を共有しつつ、実際の状況等を伺いながら、学校と連携した対応に努めたいと考えています。

(委員)

個別支援学級については、どのように考えているのでしょうか。個別支援学級に在籍する児童が今回の推計値に含まれていないのであれば、個別支援学級の児童は増えても問題ないということでしょうか。

(事務局)

以前にも御説明させていただきましたが、推計値における「24学級」という数字は、一般学級の学級数であり、個別支援学級に在籍する児童は含まれておりません。一般学級では35人で1クラス、個別支援学級では8人で1クラスとなっており、それぞれに教室を用意する必要があります。

そのため、個別支援学級のお子さんが増えるほど、必要な教室数は増えていきますので、一般学級の教室とは別に確保する必要があります。

事務局といたしましては、今後の児童数・学級数の見通しとして算出可能な一般学級について、現在、青木小学校が保有している教室数を超過することがないように、これまでの各資料を用いながら御説明させていただいているところです。

	<p>(委員)</p> <p>個別支援学級の児童は、多少増えても受け入れられる状況なのでしょう うか。世間一般的に、最近は多様な特性を持つ児童が多く、個別支援学 級に編入する児童が増えている、人数比が高まっていると報じられてい ます。今まで以上に青木小学校で個別支援学級に編入する児童が増えた 場合、どこまで受け入れが可能なのかが気になりました。</p> <p>(事務局)</p> <p>例えば、次年度から小学生になる5歳の未就学児について、今後どの 程度の人数が個別支援学級に通うことになるかは、事務局として把握し きれない部分が多く、学校でも確定的な人数が分かるのは就学の直前 になる場合があります。</p> <p>今後、これまで以上に個別支援学級に在籍する児童が増えた場合に は、その都度、学校と教育委員会事務局が連携し、必要な対応につ いて協議を重ねながら進めていく所存です。</p> <p>(部会長)</p> <p>さまざまご意見いただきましたが、そのほかよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">—追加の意見なし—</p> <p>これをもちまして、第5回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 を閉会いたします。</p> <p>本日は御出席いただき、誠にありがとうございました。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>【資 料】</p> <p>資料1 委員名簿</p> <p>資料2 席次表</p> <p>資料3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第4号）</p> <p>資料4 第4回部会での御質問への回答資料</p> <p>資料5 事務局に寄せられた御意見等一覧</p> <p>資料6 青木小学校の学校規模適正化等について</p> <p>資料7 青木小学校の通学区域変更に伴う通学安全に関する要望書（案）</p> <p>資料8 【参考】指定地区外就学制度のご案内</p> <p>資料9 「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書（案）</p>